

第2回 地域資源の保全と活用に向けた歴史まちづくりや

景観行政に関するワーキンググループ

議事概要

日時：令和7年8月26日（火）15:00～17:00

場所：TKP 東京カンファレンスセンター

※事務局、三橋委員（盛岡市）、高野委員（大分県）から資料に基づき説明がなされた後、委員をはじめ出席者間において、主に以下の意見交換がなされた。

【広域景観調整における都道府県の権限について】

- 広域景観保全において、多くの自治体は具体的な行動指針が分からず戸惑っているのが実情である。こうした課題の解決には、都道府県が調整役として、守るべき景観の姿を示したり、専門家を派遣したりするなどの支援を行うことが重要である。
- 広域景観保全には、隣接する市町村の関係者間の対話の場の設置が不可欠である。特に、景観行政に消極的な地域に対して、景観形成意図の背景にある価値観や事情を理解するための議論の実施が必要である。こうした協議の場を設ける役割は、都道府県が主体的に担うべきである。
- 市町村毎に景観に関する方針が異なることは大いに想定し得ることであるため、県からの調整に対する市町村の義務は、応諾を強制するものでなく、応答を義務付ける程度が妥当ではないか。
- 自治体間で景観に関する見解が対立した場合、都道府県が調整役を果たそうにも、その判断の拠り所となる明確な指針や基準が現時点では存在しない。
- 都道府県に調整機能だけ与えるにしても、広域的な問題を抱える2つの市町村が、それぞれ景観に対して異なる立場であった場合に、現実的に調整することができるのか懸念する。調整するためには、都市計画法でいう整開保のマスタープランのように、都道府県が判断の拠り所となる方針を持つ必要があると考えるが、現行の景観法では、住民に最も身近である市町村（景観行政団体である場合）が住民の意見を聞いて、良好な景観に関する方針を定めることになっているので、それをオーバールールさせるだけのものを県に与えることが無い限り、実質的に調整ということは難しいのではないか。

このような観点では、都道府県が広域的な観点からみた調整方針のようなものを定めるよう立法しない限り、解決しないと考える。都道府県の調整方針について、例えば、観光的な視点から広域的に磨きをかけたい場合など、現状の社会情勢を鑑みる中では、検討し得る事項ではないか。

- 広域観光に関することや河川・港湾などの広域に形成される要素については、都道府県が良好な景観について方針を示す仕組みも考えられるのではないかな。
- 大分県では、市町村や専門家から多くの意見を聞いて「広域景観形成指針」を策定し、この指針の実践の場として、「広域景観協議会」を立ち上げた。実際に協議会を始めてみると、市民団体や地域住民が自身の地域の景観に想定以上に高い関心を持っていることが分かった。協議会を通じて目指しているのは、問題発生後に対応する「事後調整」ではなく、問題を未然に防ぐ「予防的な調整」である。県がこうした予防的な役割を果たすためには、都道府県が能動的に取組める仕組みが必要である。
- 景観法策定から 20 年以上が経過し、新しい問題が生じてきているところ。このためには、都道府県の役割含め、新しい関わり方が求められているということは、多くの委員が共通しているところ。
- 全ての市町村が景観行政団体になっても、都道府県が自動的に景観行政団体から外れてしまうという現行の制度を見直すことが考えられないか。その場合、都道府県は永続的な景観行政団体とする（または希望する都道府県は団体として残れるようにする）ことを検討できないか。
- 法第 4 条が謳う地方公共団体の責務に関連し、都道府県が広域的な景観行政を執り行える事務権限を明記することが重要ではないか（例：広域景観施策の基本理念、景観重要道路や景観重要河川等の特定とその基本方針及びこれに関連する関連市町村間の調整、市町村域を越えて活動する景観整備機構の認定、隣接する都道府県との調整等）（後聞）

【都道府県と市町村の協働体制の整備について】

- 都道府県が主体的に現場に有効な知見を持つ研究者や事業者の話が聞ける「勉強できる場」を提供することが、市町村への支援になる。このような支援は、各地域が「景観行政として何を目指すか」という問いに繋がるのではないかな。
- 方向性②では広域景観を問題視する X 市が、都道府県に対応を求める構図になっているが、具体的にどのような手法で問題を吸い上げるかイメージが曖昧である。現実的には、問題が顕在化されにくいのではないかな。
- 現在の景観法では、都道府県と市町村の役割分担が曖昧に感じる。特に、県の権限が法律で明確になれば、市町村の役割もその下に位置づけられ、分かりやすくなるのではないかな。
- 方向性①・②いずれの場合も、Y 市が景観行政団体でない場合も想定されるため、このような場合は、X 市と景観行政団体である都道府県だけで議論するのではなく、景観行政団体ではない Y 市も含めて議論されることが望ましい。
- 景観行政団体でない市には、それなりの理由（人員や組織体制の不足など）があるはずで、そのような市が調整のプロセスに入った場合、負担に耐えられないのではないかと危惧する。調整において最も大切なのは、関係する市同士が「課題」や「価値」を共有することだと考えている。

- 地方では、屋外広告物条例を県が定めていることが多い。この場合、建物や工作物の審査と広告物の許可が別々に行われることになり、建物や工作物の指導を行っても、後から許可される広告物が想定以上の色彩や形態を取ることが発生し、結局全体の景観が損なわれてしまう事態が発生している。例えば景観計画の重点区域などにおいては、市町村の景観形成基準と都道府県の屋外広告物条例の整合を図る等の調整が求められる。
- 近年の社会情勢を鑑みると、景観行政団体となった市町村が、都道府県に事務を返還することは検討に値する。
- 河川や港湾など国や県が管理する公共施設に関わる景観については、国や県が公物管理者である場合が多いが、木曽川沿い（各務原市・犬山市）では地方整備局が関与し、上手く調整ができていた事例もあり、これらのように管理者としての国・県が積極的に関与する仕組みも必要である。
- 例えば、都市計画区域であると市町村が管理する公共施設も比較的多いため良いが、都市計画区域外になると、森林地域や港湾など、都道府県が開発許可を所管している場合が多いので、市町村が景観計画上で強い制限をかけられないケースがある。このような観点からも、景観行政における都道府県の役割は重要である。
- 二重規制を避けることや、都道府県と市町村の間で景観施策に関する考え方が一致しない場合等を考慮すれば、景観規制の権限は現行通り市町村に持たせ、都道府県は調整の役割のみを担うことが無難ではないか。法 78 条の規定を、「広域景観」に関する内容にも適用したうえで、国土交通大臣が都道府県知事に対して必要な勧告・助言・援助をできるとともに、市町村長・市町村議会が都道府県に意見できることの規定も追加されることが望まれる。（例：広域景観の保全や創出に関連し、当該市町村が周辺市町村や都道府県民の意見を的確に反映するための協議会や公聴会の開催等）（後聞）

【広域景観における個別法との整合・省庁横断連携について】

- 「広域的な景観保全」と「都道府県の役割」については、必ずしも全てが連動するわけではないので、それぞれで分けて整理すべき。広域的な景観保全については、都市計画区域内であれば都市計画法での対応も合わせて検討を進める必要があり、農山漁村部における太陽光発電施設などの開発は国土交通省だけでなく、環境省や農林水産省が所管する法律との連携が不可欠な課題である。
- 広域景観については環境や防災等とも関係しており、より複雑な調整・協議が必要があるため、地元における事前の協議や調整の仕組みが的確に機能することが必要なのではないかと。（後聞）

【景観価値の形成に向けた地域の取組について】

- 景観は、単なる景色・見た目の問題ではなく、地域の営みが積み重なった結果として現れる複合的な課題である。そのため、広域的な議論を行う場合は、景観行

政の枠内だけで議論を完結させるべきではない。

- 広域景観保全は、テーマを景観に絞るのではなく、防災など隣接する地域共通の根本的な課題から取り組むべき。そうしたテーマを通じた地域住民との協力関係の中から景観価値を見出し、保全に繋げるアプローチが有効である（川原委員）
- 広域景観調整においては、ルール作りだけでなく、その地域が持つ本質的な「意味」や「価値」を明確にし、関係者間で共通理解が形成されている状態が大事ではないか。
- 四万十川流域の取組を鑑みると、関連市町村などの関係者が文化的景観という価値を共有できていたから調整会議が効果的なものとなっている。市町村間が調整を行う場合、都道府県が地域の価値を共通理解として示すことが重要となってくるのではないか。

以上